

一般会計予算審査特別委員会総務生活分科会会議録

1 日 時 令和8年3月6日（金曜日）

開会 午前11時38分

閉会 午後 3時27分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	小 西 利 一	副委員長	荒 木 将之介
	委 員	川 緒 仁 宣	委 員	竹 下 かなこ
	〃	三 上 周 治	〃	岡 崎 亨 一
	〃	高 谷 幸 男	〃	剣 持 堅 吾
(欠 席)	なし			
(その他出席者)	なし			

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	小 原 純	同次長	日 笠 哲 宏
同庶務調査係主事	柴 田 美緒子		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中 島 邦 夫	政策監	難 波 敏 文
秘書室長	丸 野 裕 子		
総合政策部長	入 野 史 也	政策調整課長	林 啓 二
人口増推進課長	丸 山 幸 司	ふるさと納税推進課長	難 波 昭 彦
総務部長	内 田 和 弘	危機管理監	中 山 利 典
総務課長	小 川 修	職員課長	坂 田 圭
危機管理課長	仁 科 茂 樹	危機管理課主幹	木 田 悟 郎
財政課長	岡 真 里	財産管理課長	林 琢 也
契約検査課長	小 川 正 義	税務課長	高 谷 正 樹
あたたか市民部長	三 宅 伸 明	日本一優しい市役所推進課長	林 直 方
デジタル推進課長	難 波 孝 次	ワンストップ課長	小 野 美千代
ワンストップ課主幹	竹 下 あけみ	日本一優しい市役所推進課主幹	渡 邊 康 広
人権・まちづくり課長	倉 本 伸 一	交通政策課長	藤 原 優 隆
会計課長	弓 取 克 哉	選挙管理委員会事務局長	河 原 隆
監査事務局長	宇 野 裕		
消防長	池 上 泰 史	消防本部次長	笠 原 靖 典
消防総務課長	片 岡 久 典	消防総務課主幹	渡 邊 俊 雄
予防課長	廣 惠 敏 孝	予防課主幹	鷺 見 寿 幸
警防課長	鐘ヶ江 英 樹		

6 付議事件及びその結果

付議事件 議案第29号令和8年度総社市一般会計予算について
のうち、本分科会に分担された部分
結 果 可決すべきである

7 議事経過の概要

別紙のとおり

8 その他必要な事項
別紙のとおり

開会 午前11時38分

○小西利一委員長 ただいまから一般会計予算審査特別委員会総務生活分科会を開会いたします。

では、議案第29号 令和8年度総社市一般会計予算のうち、本分科会の担当する部分の審査を行います。

なお、審査順序は歳入歳出予算総額、歳出から歳入、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用の順に行いますので、御了承願います。

予算調書を活用しての質疑は、まずは調書のページ数を言っていただき、次に款、項、目、事業名（大事業）を言った後、主要な事務・事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願いいたします。

まず、歳入歳出予算総額及び歳出第1款議会費から第2款総務費、第1項総務管理費までのうち、本分科会の担当する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

職員課長。

○坂田 圭職員課長 議案第29号 令和8年度総社市一般会計予算につきまして御説明申し上げます。

予算書の1ページを御覧ください。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ343億8,000万円と定めようとするものでございます。

本分科会の所管に属する部分につきまして便宜歳出から御説明申し上げますので、72、73ページを御覧ください。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費のうち、第1節報酬から第4節共済費までは、議員、議会事務局職員及び議長車運転手に係る人件費でございまして、第7節報償費から第18節負担金、補助及び交付金までは議会活動に要する経費で、それぞれ説明欄に記載のとおりでございます。

76、77ページを御覧ください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費のうち、第1節報酬は、説明欄2行目の事務補助に係る会計年度任用職員や、その二つ下の多文化共生推進員の報酬などでございます。第2節給料から第4節共済費までは、市長、副市長、政策監の特別職3名及び職員課ほか94名の人件費等でございます。第7節報償費から第10節需用費までのうち主なものは第8節旅費で、市長ほか特別職の出張旅費などでございます。

78、79ページを御覧ください。

第11節役務費は、説明欄1行目の通信運搬費や、その二つ下の手数料が主なものでございまして、この手数料は職員の健康診断などに係る手数料でございます。第12節委託料は、上から2行目の電算システム保守委託料や、その三つ下の例規類集データベース作成委託料、その二つ下の職員

採用試験問題作成等委託料が主なものでございます。第13節使用料及び賃借料は、上から4行目の電算機器等借上料、その一つ下の電算サービス等使用料や、その二つ下の職員宿舍借上料が主なものでございまして、この職員宿舍借上料は国から来ていただいている方の宿舍の借上料でございます。第17節備品購入費は、文書管理用のキャビネットの購入費でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、上から3行目の岡山市市長会負担金、その三つ下の岡山県電子入札共同利用推進協議会負担金が主なものでございます。

第1目については以上でございます。

○小西利一委員長 総務課長。

○小川 修総務課長 続きまして、第2目文書広報費について御説明いたします。

この経費は、全庁的な文書発送や印刷、広報広聴に係る経費を計上しているものでございます。主なものといたしまして、第1節報酬のうち、会計年度任用職員報酬は、放送広報事務員2名の報酬でございます。第7節報償費は、広報紙等の配布に伴います町内会等へのお礼などでございます。第10節需用費のうち、消耗品費は全庁的に使用する用紙代などで、80、81ページを御覧いただきまして、上から2行目の印刷製本費は、「広報そうじゃ」の発行に要する経費などでございます。第11節役務費は、文書の発送に伴う郵送料でございます。第12節委託料のうち、一番上の電算システム保守委託料は、文書管理システムの保守委託に要する経費で、その二つ下の文書等発送委託料は、広報紙等の配送に要する経費でございます。第13節使用料及び賃借料は、一番上の電子複写機使用料や、その三つ下の回覧板チャンネルシステム賃借料が主なものでございます。

第2目については以上でございます。

○小西利一委員長 デジタル推進課長。

○難波孝次デジタル推進課長 次に、第3目情報管理費について御説明いたします。

この予算は各部署での電算事務処理業務に必要な運営管理経費及びネットワーク関連機器等の整備、保守経費等でございます。

それでは、各節の主な内容について御説明いたします。

第10節需用費は、プリンター、パソコン、ネットワーク周辺機器などの消耗品費が主なものでございます。第11節役務費は、インターネット回線の接続料及びデータ通信機器等の通信費が主なものでございます。第12節委託料は、基幹システム及びガバメントクラウドの運用支援や保守に係る電算システム保守委託料並びに庁内ネットワークの保守委託料などが主なものでございます。第13節使用料及び賃借料は、基幹システム関連や職員の事務用パソコンの電算機器等借上料及び基幹システムにおけるガバメントクラウド利用料などの電算サービス等使用料でございます。第17節備品購入費は、基幹システム上で日本語入力を円滑に行うためのミドルウェア購入費でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、社会保障・税番号制度で必要となる中間サーバーを各自治体が共同利用するための負担金及び県単位で行っているセキュリティークラウドについての負担金が主なものでございます。

以上で、第3目情報管理費の説明を終わります。

○小西利一委員長 財産管理課長。

○林 琢也財産管理課長 次に、第4目財政管理費440万5,000円は、財政関係の事務的経費で、予算書、決算書の印刷経費、財務システムの保守委託料、公会計業務委託料が主なものでございます。

次に、第5目会計管理費1,539万8,000円は、会計事務の運営に要する費用でございます。そのうち第11節役務費は、指定金融機関に対する銀行間送金手数料及び指定金融機関等への口座振替取扱手数料でございます。第12節委託料は、交付金収入のデジタル化に伴う共通納税システムへの設定に要する経費でございます。一つ飛びまして、源泉徴収票等発行に伴う新規システムの構築及び保守に要する経費でございます。一つ飛びまして、第18節負担金、補助及び交付金のうち、指定金融機関派出所負担金596万9,000円は、市金庫に係る人件費、物件費でございます。

1枚お開きいただきまして、82ページ、83ページを御覧ください。

次に、第6目財産管理費11億2,735万4,000円につきましては、普通財産や庁舎等の維持管理に係る経費、解体工事や倉庫棟建設などの新庁舎建設事業に関する費用、基金積立金の管理等の経費でございます。第10節需用費は、庁舎等の光熱水費や公用車の燃料費、修繕料など、管理経費が主なものでございます。第11節役務費の主なものは、電話料金等の通信運搬費や施設、公用車などの火災や損害保険料に関する経費でございます。第12節委託料は、本庁舎の清掃、警備、宿日直、設備管理業務、市有バスやダンプの運転業務などに加え、新庁舎建設事業に係る設計、工事監理業務などが主なものでございます。第13節使用料及び賃借料でございますが、民間駐車場の公用車使用のための駐車場使用料、市役所敷地の一部の土地借上料、バスを借り上げるための自動車等借上料が主なものでございます。第14節工事請負費7億2,050万円は、旧雪舟荘の解体工事費、新庁舎建設事業で整備していく倉庫棟などの建設工事費の前払い金相当分や、現在工事中であります旧本庁舎などの解体工事費でございます。一つ飛びまして、第17節備品購入費は、公用車2台分などを購入する経費でございます。また、一つ飛びまして、第21節補償、補填及び賠償金につきましては、新庁舎建設事業における振動等に起因して家屋等が損壊した場合に対する補償費でございます。次に、第24節積立金につきましては、各基金への積立金で、主なものは83ページの説明欄一番下の財政調整基金積立金は、前年度繰越金の法定積立分の1億円と利息を積み立てるもの、84ページから85ページを御覧いただきまして、説明欄の下から7番目、森林環境整備基金積立金は、森林環境譲与税を積み立てるもの、その他、利子等を積み立てるものでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長 政策調整課長。

○林 啓二政策調整課長 続きまして、第7目企画費について御説明いたします。

この予算は、地域情報化推進事業、総合計画等策定事業、定住促進事業、空き家対策事業、イメージキャラクター活用事業、デジタル化推進事業などに要する経費でございます。

主なものといたしまして、第1節報酬は、移住コーディネーターに伴う会計年度任用職員等の報酬でございます。第7節報償費は、社会貢献表彰受賞者への記念品料等でございます。第8節旅費は、移住フェアへの参加旅費等でございます。

86、87ページを御覧ください。

第10節需用費の主なものでございますが、説明欄一番上の消耗品は、チュッピーのノベルティグッズの作成費等と、上から四つ目の印刷製本費は、そうじゃカレンダーの作成経費等でございます。第11節役務費の主なものにつきましては、説明欄1行目の通信運搬費で、お試し住宅におけるWi-Fi通信費等でございます。第12節委託料の主なものですが、婚活イベントの開催や大学共同研究、光通信線の移設及び維持管理に関わる委託料でございます。第13節使用料及び賃借料の主なものですが、説明欄一番上の電柱使用料は、光ファイバーを中国電力やNTTの電柱へ配線していることによる使用料、一番下の電算サービス等使用料は、公式LINEの拡張機能などデジタルサービスの使用料でございます。第17節備品購入費は、公衆無線LAN用のアクセスポイント更新に係る購入費でございます。第18節負担金、補助及び交付金の主なものにつきましては、空き家の利活用を進めるための各種補助金等でございます。

第7目企画費については以上でございます。

○小西利一委員長 職員課長。

○坂田 圭職員課長 続きまして、第8目職員研修費について御説明いたします。

この経費は、職員の資質向上に資するため、計画的に職員研修を実施するものでございます。

第7節報償費は研修講師への謝礼で、第8節旅費は国際文化アカデミーなど専門研修をはじめ、国などへの職員派遣に伴う旅費、第10節需用費は研修に必要となる消耗品が主なものでございます。第11節役務費は国などへ派遣した職員の宿舍更新手数料で、第12節委託料は接遇などの研修実施委託料でございます。第13節使用料及び賃借料は、国などへ派遣する職員の宿舍借上料でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、各種研修参加に伴う研修費用負担金でございます。

第8目については以上でございます。

○小西利一委員長 ワンストップ課長。

○小野美千代ワンストップ課長 続きまして、第9目出張所費について御説明申し上げます。

この経費は、五つの出張所の管理運営に要するものでございます。

第1節報酬から、次のページ、88ページ、89ページに記載されております第8節旅費までは、各出張所の事務に係る会計年度任用職員の人件費でございます。第10節需用費につきましては、山手出張所の事務室移転に伴う修繕費用及び清音出張所1階の修繕費用が主なものでございます。第11節役務費は、各出張所の電話料金が主なものでございます。第12節委託料につきましては、清音地区の防災行政無線設備の撤去委託料が主なものでございます。第13節使用料及び賃借料及び第17節備品購入費は、各出張所の維持運営に要する経費でございます。第17節備品購入費につきましては、清音出張所1階の修繕に伴う設備の購入費用でございます。

第9目出張所費につきましては以上でございます。

○小西利一委員長 交通政策課長。

○藤原 優交通政策課長 続きまして、第11目交通対策費でございます。

交通対策費は、市民への交通安全啓発や市営駐車場の維持管理、総社市新生活交通雪舟くんの運行など、地域公共交通に係る経費でございます。

第1節報酬から第10節需用費までは、交通安全指導員2名、雪舟くんのオペレーター5名に係る人件費が主なものでございます。

90、91ページをお開きいただきまして、第10節需用費の説明欄の修繕料は1,559万円となっておりますが、そのうち39万円が交通政策課所管のものでございます。第11節役務費の主なものは、自動車損害保険料であり、総社市版ライドシェアの運行時の自動車保険でございます。第12節委託料の主なものは、説明欄の5段目、電算システム改修委託料は、総社市新生活交通システム機器更新の改修委託料、説明欄の7段目、総社市新生活交通運行委託料は、雪舟くんの運行委託料でございます。なお、説明欄の下から2段目、標識等設置委託料800万円はカーブミラー設置等の委託料であり、交通政策課所管のものではございません。第13節使用料及び賃借料のうち、機械器具借上料は、総社駅北駐車場及び駅前広場の駐車場機器でございます。第14節工事請負費及び第15節原材料費は、交通政策課所管のものはございません。第17節備品購入費の機械器具費は、主に交通安全指導及び青色防犯パトロールに使用している電気自動車駆動用バッテリーの老朽化により、新たに公用車1台を購入する経費でございます。第18節負担金、補助及び交付金の主なものは、説明欄の2段目、地方バス路線への維持費補助金、説明欄の下から3段目、井原鉄道経営基盤整備補助金でございます。

次に、第13目生活安全対策費でございます。

生活安全対策費は、消費者被害の防止及び安全・安心なまちづくりを実現するための施策に係る経費でございます。

第1節報酬から第8節旅費までは、消費生活相談員1名に係る人件費が主なものでございます。第10節需用費のうち光熱水費は既設防犯灯の維持管理のための電気代、修繕料は蛍光灯生産終了に伴い、市が管理している防犯灯のLED化に要する経費でございます。第12節委託料の防犯灯設置委託料は、市の設置基準に該当するものについて順次防犯灯の設置を行う経費でございます。

92、93ページをお開きいただきまして、第13節使用料及び賃借料及び第18節負担金、補助及び交付金の主なものは、総社警察署管内防犯連合会への負担金でございます。

以上でございます。

○小西利一委員長 人権・まちづくり課長。

○倉本伸一人権・まちづくり課長 次に、第14目自治振興費1億3,306万4,000円でございますが、これは地域づくり自由枠交付金やコミュニティ助成事業助成金など、主に地域づくり活動に係る経費でございます。

第1節報酬から第8節旅費までは、ワンストップ課の窓口案内業務に係る会計年度任用職員1名の人件費が主なものでございます。第10節需用費の主なものは、ワンストップ課の窓口案内、自衛官募集事務に係る用品、また鬼ノ城ふれあい広場と西ふれあい広場の維持管理経費でございます。第11節役務費、火災保険料は、地域活動でのけが、事故に対する市民活動保険の保険料でございます。第12節委託料の主なものとして、法律相談委託料につきましては無料法律相談に係る弁護士費用でございます。また、講師派遣委託料につきましては、地域づくりのための研修等に係る講師派遣費用でございます。第13節使用料及び賃借料はワンストップ課の窓口案内に係る経費、第15節原材料費はコミュニティ広場保守に係る経費でございます。第18節負担金、補助及び交付金の主なものとして、地域づくり自由枠交付金は市内17の地域づくり協議会に対し地域の特色を生かしたまちづくりを行うための交付金で、コミュニティ助成事業助成金はコミュニティ組織に対しコミュニティ活動に必要な備品等の整備に係る経費の助成金でございます。

次に、第15目旅券発給事務費の460万8,000円は、パスポートの申請、交付事務に係る会計年度任用職員1名分の人件費が主なものでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長 危機管理課長。

○仁科茂樹危機管理課長 続きまして、第16目諸費、第3節職員手当等から第18節負担金、補助及び交付金までは、大規模災害被災地支援事業に係る2,000万円が主な経費でございます。被災地の支援と被災者の受入れに各1,000万円を計上しております。なお、災害支援以外のものとしましては、第18節負担金、補助及び交付金の避難民支援金147万6,000円はロシアの侵攻によりウクライナから本市へ避難してこられた方に対する支援金、備南ボートレース事業組合負担金1,012万円は同組合の運営に係る経費でございます。第22節償還金、利子及び割引料7,108万5,000円のうち、本分科会の所管するものとしましては、還付金5,000万円と還付加算金40万円は、いずれも過誤納となりました市税の還付に関するものでございます。次の返還金につきましては、2,060万5,000円のうち主なものとしましては、中長期在留者居住地届出等事務委託費の返還金で、事業費確定に伴い国へ返還するものでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長 この際しばらく休憩いたします。

休憩 午後0時1分

再開 午後0時58分

○小西利一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡崎委員。

○岡崎亨一委員 失礼します。調書でちょっとお話をさせてください。

18ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費、管財一般経費の、旧雪舟荘について解体費用が計上されておりますが、このスケジュールをちょっとお教え願いたいと思います。委員会の所管事務調査でもファシリティマネジメントとして解体して売買する、売買というか、売り払う予定とは聞いておりますが、そのスケジュールを分かる範囲でも結構ですからお教えください。

それと、調書の20ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費、車両管理経費としまして公用車のドライブレコーダー2台となっておりますが、前年度は7台で進んでおるようなんですが、これで全体のうち何台つくことになるのか、その2点、お願いします。

○小西利一委員長 財産管理課長。

○林 琢也財産管理課長 岡崎委員の御質問にお答えいたします。

まず1点、旧雪舟荘の解体のスケジュールということでございますが、今年度予算に設計委託料としてアスベスト調査等委託料、旧雪舟荘の建物のアスベスト調査並びに解体の設計も行うような計画としております。

スケジュールといたしましては、予算の御議決をいただきましたら、まず設計を、三、四箇月は多分かかるんじゃないかと思っておりますが、年度の前半のうちにアスベスト調査を行いまして、年度の後半で、多分またこれも三、四箇月かかるのではないかとと思っておりますが、解体工事をし、その後、更地になりましたら、売払いに向けて事務の準備を進めていきたいと考えております。

それからもう一点、ドライブレコーダーの計画でございますが、今まで令和4年度に3台、令和5年度に5台、令和6年度に5台、令和7年度につきましては、もう2台程度ということで、今のところ15台ほど、つく予定となっております。さらに、令和8年度、もう5台ほどつけるよう予定をいたしております。

以上でございます。

○小西利一委員長 岡崎委員。

○岡崎亨一委員 本年度5台とおっしゃいましたけど、令和7年度の当初予算は7台になっておったんですが、これ当初よりは減ったということでよろしいんですかね。もう一度ちょっと。トータルで公用車が何台あって、令和8年度の当初予算で何台中の何台まではつくのかということで、ちょっともう一度お教えください。

○小西利一委員長 財産管理課長。

○林 琢也財産管理課長 失礼しました。財産管理課で管理しておる車が35台あります。そのうち、トータルで今のところ15台つく予定でございまして、ちょっと今年度、事務手続がなかなかつけれれておらないんですが、引き続きさらにまた令和8年度に5台ほどつけていく予定といたしております。

以上でございます。

○小西利一委員長 岡崎委員。

○岡崎亨一委員 すみません、じゃあ財産管理課で35台を所管をされておることなので、今年度、令和7年度だけでは7台なんですけど、令和7年度までは何台ついて、合計で、この令和8年度の当初予算で2台だから、合計、令和8年度が終わるまでに35台中何台つくか。

○小西利一委員長 これは車が2台。

○岡崎亨一委員（続） ごめんなさい、そうか。車が2台か、ごめんなさい。

ドライブレコーダーのことだけ、もう一度。

○小西利一委員長 よろしい。

財産管理課長。

○林 琢也財産管理課長 公用車を2台購入するようになっているんですが、その公用車2台につきましては、ドライブレコーダーはつくような予算で計上しております。さらにもう5台、既存の公用車に対してつける予定としております。

すみません、先ほど令和4年度からの数字を申したんですけど、今何台というのは、ちょっと今手元に資料がないので、もしよければまた後ほど回答させていただけたらと思います。申し訳ございません。

○小西利一委員長 岡崎委員。

○岡崎亨一委員 承知しました。

ドライブレコーダーは、前、ここにはいらっしゃいませんが、三宅議員も一般質問でおっしゃってましたので、非常に軽微な事故もあったりもしますけど、やっぱり言った言わないとか、あとは行政に対する市民感情的に自分は悪くない、だから保険で直せみたいなの、非常に暴力的な発言をするのも見られますから、職員を守るためにも、瑕疵の判断をはっきりするためにはドライブレコーダーは必要かと思って聞いておりますので、35台中、財産管理課が所管されとる、この台数の中で、じゃあこの令和8年度の終わりに何台つくのか、また後で結構ですからお教えてください。

以上でございます。

○小西利一委員長 後で報告をお願いします。

他に質疑ありませんか。

高谷委員。

○高谷幸男委員 調書で言いますと18ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費、管財一般経費になります。先ほどの旧雪舟荘の解体の関係です。関連でお尋ねしたいと思いますが。

設計委託をして、それから年度の後半に解体する、それから分譲するということですが、今まで、この公共施設についてどういうふうにされるかということも一般質問したこともございますが、なかなか手がつかなかったのが今回やっと手がついたかなという感じがするわけです。もちろん火災予防上あるいは防犯上も撤去すればいいということは当然申し上げてきたわけですがけれど

も、これをやることによって、今の雪舟団地というのがありますが、その北側になるわけなので、別荘とまではいかないにしても、かなりいい、大きな面積での優良宅地になるかなという感じがするわけです。この辺の考え方がまだ出てないとは思いますが、もしあればお尋ねしたいと思います。

それから、調書の5ページにあります、同款、同項、第1目一般管理費、人事管理経費の中にありますが、第11節の役務費、ここに職員の健康診断というのがございます。806万8,000円ですか、その内訳で788万5,000円分取ってあると思いますけれども、当然仕事をしていただくのは職員でございます。健康でないと駄目でございますが、このあたりの今までの実績といいますか、100%を目指してということでもありますけれども、なかなか100%は仕事の都合上、あるいは日程的にも難しいとは思いますが、そのあたり実績から踏まえて、この令和8年度はどういうふうに職員の健康診断、健康管理をしていこうという考えか、お尋ねしたいと思います。

○小西利一委員長 財産管理課長。

○林 琢也財産管理課長 旧雪舟荘のその解体後、売払いの土地の件ですけど、あそこは場所が市街化調整区域というところに当たりますので、今言われました、優良分譲地といいますか、そういったものはなかなか難しいのかなというふうに思っております。最終的には開発許可制度に関わってきますので、市のほうで何ができるかというのはなかなか申し上げにくいんですけど、当然同じような旅館業、もともと旧雪舟荘が旅館でしたから、旅館の建て替えという形なら都市計画法上も多分許可、みなされるような案件にはなるのではないかと考えておりますけど、いわゆる普通の分譲住宅地というものはちょっと難しいというふうに考えております。

以上でございます。

○小西利一委員長 職員課長。

○坂田 圭職員課長 高谷委員の御質問に回答させていただきます。

職員の健康診断につきましては、例年、義務としてある健康診断、あるいは市独自としてやらせていただいている健康診断を実施しているところでございます。その中で、全ての方が受診していただけるように、その機会を設けております。定期診断としては9月、それから12月のほうにもやらせていただいたり、あるいは新規採用職員の健康診断のときに機会を設け、未受診の方にさらに通知をさせていただきまして、受診するようにお伝えし、受診率の向上を図っているようなところでございます。今後もそういった形で健康診断を受けていただいて、その中で健康な体をつくっていただきながら、管理していただきながら、職務に専念していただければと考えております。

以上でございます。

○小西利一委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 旧雪舟荘のところが既存宅地になるわけですから、住宅地としてできるのではないかと私は思っております。その辺は法的なこともあると思いますので、御確認いただければ結構かと思います。

ただ、一般の住宅、雪舟団地を見てお分かりと思いますけども、ああいう住宅ではなかなか面積も小さいし、場所的にもどうかと思いますけども、総社市に別荘地というのはありませんけども、別荘のような考え方で宅地開発というか、住宅地ができればいいかなという感じがいたしております。そのあたりは御検討いただければ結構かと思います。

まだまだ使われていない、倉庫として使つとるわけですが、こういうふうな公共施設がある、普通財産があるわけですが、そのあたりをもう少し検討し、撤去し、販売し、収入も考えていくということが大事ではないかと思います。お金のないときですから、少しでもそういうふうなものを処分しながらでも、収入を受けていくということが大事ではなかろうかなと、こんなことを思いますので、十分御検討いただければと思います。

それから、職員の健康診断です。これはメンタルヘルスとか、いろんなことを言われておりますけれども、地方創生、地方創生と言われて久しいわけですが、そういうふうな中でやっぱり心身ともに健康でないと、いろんなアイデア等々も出てこない、こういうふうな感じを持っておりますので、十分そのあたり、日程調整しながら、職員が100%に近い数字で受診できて、健康で仕事に邁進できるように段取りしていただければと思いますが、どうでしょうか。

○小西利一委員長 職員課長。

○坂田 圭職員課長 再度の高谷委員からの御質問にお答えさせていただきます。

おっしゃられるとおり、業務を進めていくに当たりましては、まずは職員の健康状態、心身の健康状態が第一と考えております。それにつきまして、我々職員課といたしましても、皆さんのほうでそういった健康診断、あるいはメンタルの関係の維持というようなものを管理していただきながら、仕事に専念できるように頑張りたいと考えておりますので、健康診断等の機会に関しましてもいろいろ考慮しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○小西利一委員長 財産管理のほうはいいですか。

財産管理課長。

○林 琢也財産管理課長 高谷委員の御質問に再度お答えします。

先ほど言いました旧雪舟荘、都市計画法上の扱いにつきましては、これ岡山県が所管しておりますので、再度、財産管理課のほうから既存宅地ということで、例えば分譲地が可能かどうかは確認させていただこうかと思っております。その後に、もし委員御指摘のとおり分譲住宅地等が可能であれば、やはり人口増に向けてそういった形での分譲住宅地ができるような形での売払いを検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○小西利一委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 岡山県と十分調整をしていただき、できれば優良宅地として、50坪、60坪でなくして、70、80、100坪の大きい宅地で販売ができれば、単価は安いにしてもいいんじゃないか

と、このように思います。もちろん温泉もありますから、そのあたりもPRの材料に使っていただければいいかな、こんなことも思っております。

それから、職員の健康診断ですが、新しい庁舎もできて、ほぼほぼ1年、仕事の日程、段取りも大分ついてきたんではないかと、このように思っておりますので、そのあたりも十分加味しながら健康診断の日程等々、十分周知徹底を図りながら、みんな受診して、みんな健康でという体制を取っていただければありがたいかなと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○小西利一委員長 答弁要りますか。

○高谷幸男委員（続） あれば、何かあれば。

○小西利一委員長 何かあれば。ないですか。

他に質疑はありませんか。

荒木副委員長。

○荒木将之介委員 失礼します。まずは、調書の12ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費、会計年度任用職員の経費であります。

このうちの第1節報酬なんですけど、令和7年度当初は6,375万7,000円計上しておりました。来年度は1億749万7,000円計上しているということで大幅に上がっております。日額も上がってはいるんですけども、これが日額が上がっただけでこうなっているのか、それとも増員をしていくのかというあたりをちょっとお聞かせください。

○小西利一委員長 職員課長。

○坂田 圭職員課長 荒木委員の御質問に回答させていただきます。

こちらの会計年度任用職員の報酬のほうにつきまして、御指摘のとおり令和7年度の当初予算から比べますと大きく増額ということになっております。ただ、8月補正予算のときにも増額させていただいております、その結果、実際金額としては7,700万円ほどになっております。さらに今年度につきましては、やはり昨今、まだ育休の職員も年々増えているような傾向もありまして、そちらの代替、他課の予算でついているものにつきましても、職員課のほうで一括して管理させていただくようなこと、そういったようなことで組替えをさせていただいた結果、職員課のこの報酬の金額が前年度と比べまして大きくなっているというところでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長 荒木副委員長。

○荒木将之介委員 ということは、よそのところからも持ってきて、こういう金額になっているということで、職員の数自体は変わらないということでよろしいのでしょうか。

○小西利一委員長 職員課長。

○坂田 圭職員課長 これは会計年度任用職員の職員数ということでよろしいでしょうか。

そちらにつきましても、やはり先ほど申し上げましたように育休で休まれる方も増えてきておりますので、そちらについては代替職員を入れておりますので、そちらの分については増えていると

というようなところもあります。

以上でございます。

○小西利一委員長 荒木副委員長。

○荒木将之介委員 すみません、ちょっと聞き方が悪かったです。要は、同時に稼働している方の、延べじゃなくて、同時に働いてる方の、会計年度任用職員もそうですし、通常の職員も含めてなんですけど、同時に働いてる方が、例えば今日なら今日一日働いてる職員の数は変わらないという考え方でよろしいんですか。要は、延べじゃなくてということです。稼働している方の人数、一度に稼働している人数が変わらないのかということです。

○小西利一委員長 正職員が休むから、会計年度任用職員を増やすんじゃないねん。そういうことじゃねん。

荒木副委員長。

○荒木将之介委員 すみません。代替の方が入るということは、1人休まれて1人入るんですけど、それ以上に職員を増員しているような動きがあるのかどうかというのを聞いております。

○小西利一委員長 総務部長。

○内田和弘総務部長 全体で言いますと、職員は退職者プラスで、正職員ですけど、若干増やしております。それは業務量が増えているというところがありますので。その方たちが休んでいく場合は、会計年度任用職員を入れていくというところなので、会計年度任用職員は基本的には同じ数です、実人数で言うと。ですけど、そういう方針でいっているんですけど、突発的に例えばマイナンバー制度とか、ああいったものが膨らんできた場合は、会計年度任用職員を入れていくということもやっております。なので、若干増えたりすることもあるかと思いますが、ほぼほぼ現状、会計年度任用職員と正職員の数で言いますと、正職員は退職者より少し若干増やしている。会計年度任用職員はそのままという状況でございます。

以上でございます。

○小西利一委員長 荒木副委員長。

○荒木将之介委員 すみません、ちょっと私の聞き方が悪かったです。

要するに何が聞きたかったかというと、会計年度任用職員を入れてでも、今は業務量が多いということ承知してますので、できるだけ正職員の方も含めて業務負担が減ればいいなという思いから、増えているんだったらいいなと思ったんですけど、増えてないんであればあれなんですけどという質問でした、すみませんでした。ありがとうございます。

○小西利一委員長 他に質疑はありませんか。

高谷委員。

○高谷幸男委員 調書でいきますと27ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第7目企画費でございます。予算書でいきますと87ページの第18節負担金、補助及び交付金、空き家対策1,657万7,000円ですが、現在市内で何戸の空き家があるか、把握できておられると思うんですが、まず数

を教えてください。

○小西利一委員長 人口増推進課長。

○丸山幸司人口増推進課長 高谷委員の質問に答えさせていただきます。

市内の空き家数ですが、令和4年度に空き家の実態調査のほうを市のほうでやっております。その数字で申し上げますと、1,652軒の空き家が市内のほうにある状況であります。

以上です。

○小西利一委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 1,652軒ということですが、約1,700軒ということをよく私どもは話をしておりますけれども、恐らくこれがまだまだ増えていくんではないかと思えます。埋まればいいわけですが。その中で、移住コーディネーターというのを採用されて、227万3,000円ですか、この方の仕事内容はどんな内容でしょうか。具体的にちょっと教えてほしいんですが。

○小西利一委員長 人口増推進課長。

○丸山幸司人口増推進課長 高谷委員の御質問にお答えさせていただきます。

移住コーディネーターの方には昨年5月に就任いただきまして、業務としましては、窓口や電話で問合せのある移住相談、そういったことへの対応とか、お試し住宅のほう、移住を検討されている方で、総社市とか岡山県に興味を持たれている方は、総社市にあるお試し住宅のほうを御活用いただいております。そういったお試し住宅を活用されている方への市内へのアテンドですね。総社市の魅力とか、総社市のことを知ってもらうためにアテンドをさせていただいて、総社市のことを理解していただく、そういったアテンドにも携わっていただいております。また、インスタグラムを運用していただいております。移住フェアとかにも行っていただいているんですけど、そういった関係のある方とのネットワークの構築と併せて総社市の魅力発信のほうもしていただいております。それからあと、先ほどちょっと申し上げました、東京、大阪とか、高梁川の流域連携や岡山県、そういったところの移住フェアがあります。そういった都市圏への移住フェアへ参加いただいて、総社市の魅力とか、総社市のよさをアピールいただいて実際の移住のほうへつなげていただく、そういった活動もしていただいております。

以上です。

○小西利一委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 よく分かりました。この方を中心にやっておられるということはよく分かりますが、市内の吉備信用金庫あるいは総社商工会議所、総社吉備路商工会ですか、このあたりも含めて、窪木にありますSースタ、総社市の負担金というか、補助金というか、そのお金が幾らあるのか、ちょっと分からなかったんですが、人間はそこへは派遣していないわけですが、そのあたりとの連携等はどうか。

○小西利一委員長 人口増推進課長。

○丸山幸司人口増推進課長 Sースタのほうへも移住コーディネーターの方、連携させていただい

ております。Ｓ－スタのほうにも創業ばかりではなくて、空き家の相談とかもあります。実際、そちらの創業絡みで空き家がないかとか、純粋に移住の関係でＳ－スタのほうに相談に来られることがありますので、Ｓ－スタと連携をさせていただきまして、ちょくちょく行っていただいて、向こうの職員の方とも顔をつないでいる状態で連携を深めております。

以上です。

○小西利一委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 私も東京のほうの方をＳ－スタへ御案内しました。その方は運転免許がなかったんです。やっぱり周辺部へ行くわけにいかないと。駅の近くであるとか、自転車等々で動きができる、そういう場所でないとなかなか紹介がマッチしなかったんですが、そうするとその空き家も金額が高かったんです。これじゃあ、ちょっと高過ぎるというようなことがありまして、キャンセルということになったわけですけども。人口増を図るためにはやっぱり市外、県外からおいでいただかないと駄目であろうと、このように思っております。これからもそういうようなことで努力していただければ結構かと思えます。ぜひとも早く７万人にということで考えていただければ結構かと思えます。

続けてよろしいですか。

○小西利一委員長 はい。

○高谷幸男委員（続） それから続けて、調書で言うと31ページ、同款、同項、第8目職員研修費、職員研修経費です。

先ほど申し上げました健康診断によって職員が心身ともに健康であるということになれば、地方創生ではありませんけれども、やっぱりいろんなことを考えながら勉強しながら行政に携わっていただきたい、このように思っておるわけです。この職員研修の旅費でございますけれども、昨年度よりは若干減っておるわけです。これはもう仕方ないかなとも思うわけですが、一生懸命勉強してくださって、それを基にいろんなアイデアを出しながら、行政を推進していただければ結構かと思うんですが、この研修旅費が少なくなったというのは、何か特別な理由があるわけでしょうか。どこか大きな研修に行くのがなくなったとか、あるいはそれをやめたんだということになれば、その差額が出てくるかも分かりませんが、やはり職員数が増えてくるということにもなれば、1年に1回ぐらいは研修に行って、それをもって職務に精励するというのが大事ではないかと思うんですが、そのあたりどうでしょう。

○小西利一委員長 職員課長。

○坂田 圭職員課長 高谷委員の御質問に回答させていただきます。

研修旅費のほうなんですけれども、昨今であれば実際に現場に行く研修もあれば、最近はＺｏｏｍ等々でオンラインでの研修という形も多く取られてきております。そういった中で、オンラインでやらせていただくと、行き帰りの時間をかけずにまたすぐに業務のほうへ戻れる、あるいは何かあったときにも業務のほうと連携を取れるというようなこともありまして、オンラインのほうを推

奨励するような形も取らせていただいております。そういったような中で研修旅費を抑えているようなこともありますので、そういったことが理由でございます。

以上でございます。

○小西利一委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 一々その施設へ、あるいは遠くへ行かなくても今はいいわけですから、そういうふうなことでの工夫も必要かと思います。

やはり職員は勉強していつていかないと駄目ではないかな、こんな感じを持っております。せっかく予算がこれだけついとるわけですから、もう本当に100%執行できるように十分御配慮いただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。答弁は結構でございます。

○小西利一委員長 続けて何かありますか。

○高谷幸男委員（続） よろしいか。

○小西利一委員長 はい。

○高谷幸男委員（続） 調書のページで言うと39ページ、同款、同項、第11目交通対策費、交通安全対策経費、これの第18節負担金、補助及び交付金、交通安全教育、これの推進でございます。

いろいろと私も調べてみますと、いろんな交通安全教育の推進をされております。教室の開催であるとか、広報の巡回であるとか、交通パトロールであるとか、そういうものもされておまして、以前にもお話を聞いたわけですが、以前にもお願いした件、つまり外国人への交通安全でございます。

今、約2,200人に及ぶ外国人が総社へお住まいでございます。企業にお願いする、あるいは研修をしながら本人にお願いする等々があると思いますけれども、右側通行をしたり、自転車を運転しながらスマホを使う、2列通行もある。そんなことがあつたりするわけですが、来月から罰則が厳しくなって、罰金もかなり課せられるというふうになるわけです。例えば右側通行であれば6,000円ですか、スマホ運転なら1万2,000円ですか、これはなかなか外国人にとっては大変だろうと思います。もちろん我々だってそういうことはあっちゃあならんわけですが、そういうふうなものについての講習会あるいは研修会等々、職場、企業、本人、重点的な開催するような考え方はお持ちでありませんか、どうでしょうか。

○小西利一委員長 交通政策課長。

○藤原 優交通政策課長 高谷委員の御質問にお答えいたします。

4月から青切符導入ということで反則金がかかるということで、今現在計画しているのが市ホームページでの周知、それから総社市公式LINEであるとか、SNSを活用した周知でございます。

委員御質問の外国人に対する教室の場であるとかというのは、改めてそのニーズを把握することが必要かとは思いますが、その辺はよくよく市内企業とも協議をしながら、関係機関とも話をしながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○小西利一委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 ホームページあるいは広報紙等々が、どこまでそういうふうな媒体で外国人に伝わるかという、私も分かりませんが、外国人の方ですから、法律等々分からない、ルールも違うということになるわけですから非常に難しい面はあるわけですが、朝晩、総社駅の南の踏切辺り、企業がちょっと南にあるわけですが、その辺りへ通っておられる外国人の姿をもし見られたら、これは危ないなというのは、もうつくづく思われると思うんです。周辺の方はなかなかそれ分かりづらいと思うんですけれども、通学する子どももおります。中学校、高校生の方もおられますが、その中に割って入るような運転もされる状況です。しかも夕方5時6時の辺りが大変なんです。ですから、よほど車の運転をするときにも気をつけていかなければならないということももちろんあるわけですが、そのあたりを十分お考えいただいて、生での講習、研修、これをやっていかないとなかなか難しいんじゃないかと思いますが、そのあたりはどうでしょう。

○小西利一委員長 交通政策課長。

○藤原 優交通政策課長 高谷委員の再度の御質問にお答えいたします。

今現在、交通安全指導員が朝夕、巡回のほうをしておりますので、総社駅南側のところの自転車であるとか、歩行のマナーが悪いということをお聞きしましたので、その辺も重点的に交通安全指導員のほうでの巡回により広報、広報というよりは指導して行って、またほかの各所でも発生するようであれば、そこも重点的に随時巡回のほうをしていきたいと考えております。

以上でございます。

○小西利一委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 実態を見られたら、これは大変だなということはよくお分かりになると思うんです。外国人の方ですから、なかなか言葉も分からないということもあるかも知れませんが、何箇所かアパートのようなところ、集団で生活されているところもあるわけなので、その辺りへもし行かれたらよく分かると思いますけれども、もう自転車が道へずっと出てくる、そこで話をしながらたむろするということですか、そういうことがもうしょっちゅうなんです。地元の人に聞きますと、おい、どうにかしてくれというような声が多々あるわけなので、やはりそれは企業なりへ話をしながら、交通安全も含めての対応をしていかないといけないんじゃないかと思うので、十分御配慮いただきたい、このように思います。もしそういうふうな事故を車のほうがやってしまったら、どうしても車のほうが不利になってくる、そういう状況もありますので、そのあたりを含めて、外国人ばかりというわけにいきません。若い人で2人乗りもあります。いろんなことがあるわけですが、そのあたりは十分御配慮いただきたいと思います。

参考までに、今日のニュースでも……。よろしいか。

○小西利一委員長 関連質問ですか。

○高谷幸男委員（続） 関連で。自転車の盗難が非常に多いというのがありまして、それがうちの

近所のアパートにあったんですが、外国人の方だろうかという疑問符ですけども、そういうふうな話があって、やっぱり鍵なんかもかけていただかないといけないし、その辺の管理もしていただかないといけないし、もう全てのことについてきちっとルールを説明しながらの対応は大事であると思います。よろしくお願ひしたいと思いますが、どうでしょう。

○小西利一委員長 交通政策課長。

○藤原 優交通政策課長 高谷委員の再度の御質問にお答えいたします。

自転車の盗難ということであれば、総社警察署とも協力しながら、盗難に遭わないように、本人の鍵かけというのは当然必要だと思います。それから、うちの部の中でも人権・まちづくり課は、多言語での周知なんかも考えていけたらなと考えてますんで、そのような形で、先ほど言いました警察との協力、他課との協力、この辺をタッグを組んでやっていけたらなと考えております。

以上でございます。

○小西利一委員長 委員の方に申し上げます。質問は手短に簡潔によろしくお願いいたします。

高谷委員。

○高谷幸男委員 4月にすぐ春の交通安全運動もありますので、十分よろしくお願ひしたいと思います。

終わります。

○小西利一委員長 他に質疑はございませんか。

荒木副委員長。

○荒木将之介委員 失礼します。調書の13ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第2目文書広報費の広報広聴経費についてであります。

下段の事業実施のための課題等の中に、一番最初に情報媒体の多様化により、動画編集等専門性の高い業務に対応する必要があると書かれております。今回の予算では、ちょっとそういうところは見受けられないんですけど、今後の課題かなというふうに考えますが、専門性が高いというふうな文言があるんですが、これは自前でいうつもりであるのか、外注していくのか、今のところなのでいいので、どういった計画を持っているか、お聞かせください。

○小西利一委員長 政策調整課長。

○林 啓二政策調整課長 荒木副委員長からの御質問でございます。

この動画編集等の専門性の高いという内容なんですけども、今回、ホームページをリニューアルをさせてもらっております。そういう意味でも、ホームページを充実させるということは、本当に重要なことであって、総社市の発信だったり、検索しやすい状況をつくっていくということもあります。

その中でも動画編集というところも今のSNSのニーズ等を考えると大変重要なところがありまして、その対応もするために、今回、会計年度任用職員を1名増やして進めていこうというふうな計画で予算計上をさせていただいている状況でございまして、その方が特殊なクリエイターとし

て今までの実績がありますので、そういう方を採用させてもらって、より充実した広報活動に取り組んでいく、また総社市の発信を、専門性の高い映像技術を活用させてもらって取り組んでいきたいということで掲げさせていただいております。

以上でございます。

○小西利一委員長 荒木副委員長。

○荒木将之介委員 承知しました。自前で、これから育成していくことになると思うので、だったら外注したらどうですかと言おうと思ったんですけど、そういった方を採用されるということであれば、安心いたしました。

続きまして、よろしいですかね。

○小西利一委員長 はい。

○荒木将之介委員（続） 次のページ、調書14ページの第2款総務費、第1項総務管理費、第2目文書広報費のうちの文書管理経費であります。

こちらの最初の報償費のところですが、町内会等に対する広報紙配布報奨金、こちらが令和7年度当初よりちょっと微減になっております。これは世帯数が減ったからという考え方でよろしいのでしょうか。

○小西利一委員長 総務課長。

○小川 修総務課長 荒木副委員長の質疑にお答えいたします。

来年度の予算の減額は何が要因だったというところでございますけれども、広報紙の配布、1世帯当たりというところで、令和7年度につきましてはハザードマップを配布していただいた関係で、1世帯当たり10円の加算をして計算をしたものでございますけれども、令和8年度についてはそういったものがございませんので、その1世帯当たり10円を減額して計算したというところでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長 財産管理課長、ドライブレコーダーの数、できましたか。

財産管理課長。

○林 琢也財産管理課長 岡崎委員の御質問にありましたドライブレコーダー、財産管理課が所管している35台中32台が令和7年度末までにつく予定となっております。

以上でございます。

○小西利一委員長 財産管理課長。

○林 琢也財産管理課長 すみません。残り3台につきまして、この当初予算がつきましたら、全て財産管理課で管理している公用車につきましては完了する予定となっております。

以上でございます。

○小西利一委員長 他に質疑はございますか。

荒木副委員長。

○荒木将之介委員 度々失礼します。調書24ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第7目企画費、地域情報化推進事業であります。

こちらの備品購入費のうちの公衆無線LAN用アクセスポイント21基というところですが、こちらは来年度258万8,000円計上されております。令和6年度と令和7年度は12万4,000円計上されておまして、令和6年度決算では、1台9万6,635円で決算されております。ということは、1台当たり10万円程度のものなのかなと思うんですが、こちら21台をこの予算で、金額は物によって違うのかも分からないんですけども、どういったところに設置していくのかというところをちょっとお聞かせください。

○小西利一委員長 デジタル推進課長。

○難波孝次デジタル推進課長 失礼いたします。荒木副委員長の御質問でございます。

防災用のWi-Fiにつきましては、平成28年度、平成29年度において、市内で避難所になりそうな小学校の体育館であるとか、公民館であるとか、市内のそういったところに公衆用無線Wi-Fiを設置する事業を行ってきております。そこからもう時間がたちまして、そのときに設置したWi-Fiのアクセスポイントがもう耐用年数を過ぎようとしていますので、ここから計画では3箇年をかけて、その全てを取り替えていこうとするものであります。

令和8年度に予定している数というのは21基ありまして、この内訳としましては、昭和五つ星学園義務教育学校で5台、これは旧昭和小学校、旧昭和中学校を合わせたもの、旧維新小学校が2台、池田小学校が3台、神在小学校2台、新本小学校3台、総社西小学校が3台、秦小学校2台、総社中学校1台ということで、来年度は、川西、昭和地区を中心に更新していこうと思っております。

令和9年度で、総社東中学校とか阿曾小学校、総社東中学校とか、まちなか辺り、同じく令和10年度で、総社小学校とか常盤小学校、総社高校、総社南高校など、まちなかを中心に替えていこうと思っております。

予定している台数につきましては、令和8年度が21台、令和9年度16台、令和10年度が15台、計52台を3箇年をかけて更新していきたいと思っております。

以上でございます。

○小西利一委員長 荒木副委員長。

○荒木将之介委員 承知しました。要は更新をするということですね。分かりました。ありがとうございました。

○小西利一委員長 他に質疑はありませんか。

高谷委員。

○高谷幸男委員 度々すみませんが、調書で言いますと42ページになります。第2款総務費、第1項総務管理費、第11目交通対策費、総社市新生活交通経費でございます。

令和7年度が9,777万6,000円、令和8年度は1台増やしてというようなことで、1億1,789万

7,000円という数字になって、2,000万円ほどの20%アップという経費になるわけですが、現在の1日乗車数、乗っておられる方が令和6年度は173人、令和7年度は167人、少し減少しております。かつて目標が250人とかという話がありましたけども、これはなかなか程遠いかなという感じがいたしておりますけども、現在の登録者というのはどのくらいおられるんですか、まずお尋ねします。

○小西利一委員長 交通政策課長。

○藤原 優交通政策課長 3月5日現在で登録者数の累計ですけど、2万2,467人いらっしゃいます。

以上でございます。

○小西利一委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 よく市長が数字を言われるわけですが、このあたりは増えてきておるんですか、増えてないんでしょうか、横ばいでしょうか、どうでしょうか。

○小西利一委員長 交通政策課長。

○藤原 優交通政策課長 増えているか、増えてないかということであれば、登録数は増えております。コンスタントに増えております。

以上でございます。

○小西利一委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 登録者数が増えておる割に乗車数が少ないということになるわけですが、いろいろPRしながら、乗っていただくようにしなければならないと思います。

というのも、どうしても乗っていただかないと、一般財源はたくさん投入しなきゃならないということになってしまうわけなんで、燃料費等々、必要経費が上がってくる中で一般財源ばかりを投入するわけにいかない。やっぱり市の財政のことも考えていかないといけないんじゃないかと思いますが、そのあたりで250人は無理にしてももう少し増やす、そういうふうなPR、努力はどうでしょうか。

○小西利一委員長 交通政策課長。

○藤原 優交通政策課長 高谷委員の再度の御質問にお答えいたします。

雪舟くんを導入いたしまして年数はたっているんですけども、新しい顧客の開拓もしないといけないなとは考えているところでございます。それに際しましては、例えば若年層からの取り込みであるとか、若年層が大きくなれば、成人になって使っていただくとかという形になっていこうかと思われまので、その辺のまずニーズ調査をやっていけたらなというふうには考えております。

以上でございます。

○小西利一委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 どんな施設でも、どういうふうな仕事でも、アンケートを取ったり、いろんな方法でその利用者等の御意見を伺うというのが大事だろうと思いますし、昨年、車の故障が多々あっ

たわけですけども、もうそれは完全に修復し、もう出てこないということであれば、もっともっと8台、9台が活躍していただきたい、このように思っておりますので、どうぞ厳しい財政の中ですが、十分収入も増やしていただけるようお願いしたいと思います。どうでしょうか。

○小西利一委員長 交通政策課長。

○藤原 優交通政策課長 高谷委員の再度の御質問にお答えいたします。

委員言われるとおり鋭意頑張っていこうと考えております。

以上でございます。

○小西利一委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 もう何年もたっておるわけですけども、車のこと、あるいは料金のこと、この数字のこと等々を含めて、新年度になったらまた所管事務調査でもして、お互いに知恵を出しながら、どうやっていくかというようなことを話をしていただければと、このように思っております。

○小西利一委員長 続けてありますか。

○高谷幸男委員（続） よろしいか。

○小西利一委員長 はい、どうぞ。

○高谷幸男委員（続） それでは続けて、もう一件だけお尋ねしたいと思います。

調書の41ページ、同款、同項、同目、地域交通対策経費、第18節負担金、補助及び交付金3,998万1,000円の中の下から三つ目にあります井原鉄道経営基盤整備補助金でございます。

このことについては2,579万3,000円ということになっておりますけれども、大変増えるんじゃないかと、こういう気がいたしております。実際、令和7年度の支払いがもう済んでおるかどうか、済んでおれば、その金額をまずお尋ねしたいと思います。

○小西利一委員長 交通政策課長。

○藤原 優交通政策課長 令和7年度でございますが、もう支払いは済んでおりまして、2,497万9,000円となっております。

以上でございます。

○小西利一委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 そうすると、予算どおりですかね。いうふうになるわけですけども、これの予算計上された令和7年度の当初予算のときに、総社市がその金額である、そうすると岡山県、広島県あるいは該当する市町の場合は幾らですかというお尋ねを私、しました。そうすると、岡山県から教えてもらえないんだという話があったわけですけども、今は分かりましたでしょうか。全体の予算が幾らか、総社市が今2,500万円ということになるわけですけども、分かりますでしょうか、どうでしょうか。

○小西利一委員長 分かりますか。

交通政策課長。

○藤原 優交通政策課長 令和7年度の支払い額でよろしいですかね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○藤原 優交通政策課長 岡山県が2億3,388万8,000円と、あと井原市で言えば5,900万円、おおよそで言いますけれども5,900万円、総社市が2,500万円弱、矢掛町が4,200万円、岡山市が980万円、倉敷市が5,100万円、笠岡市が350万円余り、それから広島県も入ってるんですけども、3,700万円余り、それから福山市が3,000万円余りで、合計で4億9,270万円ということになっています。

以上でございます。

○小西利一委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 異常な額でございます。恐らく私が思うに、この金額は下がらないと思う。どんどんどんどん上がっていくのではないかと思います。果たして、それが妥当な金額であるかどうか。岡山県、広島県、各市町が協議会をつくりながら進めておるわけですけども、果たしてこの金額がどんどんどんどん増えることによって、皆さんが、ああ、分かりました、分かりましたということには私はならないんじゃないかと思います。大変な額ですから。

そうすると、お客さんがもっと乗ればいいわけですけど、乗らないわけですから、これまた少子化であり、いろんな条件の中で、恐らくまだまだ減ってくるのではないかと。そういう中で、根本的な考え方を変えて、まとめていかないと、総社―神辺間という井原鉄道の最初の目的からもちろんあるわけですけども、それから福山に延伸したりしておるわけですけども、何か考え方を変えていかないと、各県、市町の負担は増えるばかりではないかと思うんです。

恐らく会議が次々あると思うんですけども、井原市のためにこれだけ出すというのは語弊があるかも知れませんが、市で鉄道がないのが井原市だけとかというようなこともありました。そういう中で井原鉄道ができたわけですけども、何か会合の中で根本的な話合いというのはないんでしょうか、どうでしょうか。

○小西利一委員長 交通政策課長。

○藤原 優交通政策課長 高谷委員の御質問にお答えします。

会合の中で、乗っていただく人を増やすために、今の社長も観光地とタッグを組んで、井原線との観光地というのはなかなか難しいんですけども、観光地にも足を延ばしていただくための一つの路線として、井原線を使っていただくようなことを考えておるという御発言があったことは聞いております。

それと、先ほど言いました負担金なんですけれども、井原鉄道のほうでも中期経営計画の中で決めて、取締役会の中でも御決議いただいた中での話なので、担当者レベルでは話はあると思いますけれども、それ以上のことになると思うところはなかなか難しいところもあるのは実情でございます。

以上でございます。

○小西利一委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 恐らくこの金額4億9,200万円何がしが恐らく増えてくると思います。乗客が少ないわけですから。そうすると、どこの市議会においてもやっぱりいろんなお話が出てくるんじゃないかと思います。そこで担当課長レベルでどうこうというわけには、もちろんいきません。これは市長レベル、管理者レベルになるかと思いますが、そのあたり副市長なり政策監、どのようにお考えでしょうか。この金額は恐らく増えてくると思うんです。そうすると、井原鉄道の根本的な考え方から考えていかないとということをおもうんですが、どうでしょうか。

○小西利一委員長 副市長。

○中島邦夫副市長 この負担金につきましては、総社市だけでどうするということができませんので、また役員会等々もありますので、そういったところで御意見を聞いてまいりたいと思います。

○小西利一委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 各市議会も恐らくかなり厳しい議論がなされるんじゃないかと思います。2,000万円、3,000万円かも分かりませんが、ずっと固定的にこれが増えてくる。費目で言うと、扶助費のようなものになってくるわけなんで、鉄道がある限りは恐らくこれは増えるという私は感じがしておりますので、そのあたりは厳しい意見があるということをお伝えいただきたい、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○小西利一委員長 他に質疑はございますか。

川緒委員。

○川緒仁宣委員 失礼します。調書の41ページの第2款総務費、第1項総務管理費、第11目交通対策費の第12節委託料なんですけど、これ倉敷中央病院往復運行委託料なんですけど、結構雪舟くんのほうに目が行っているようなんですが、去年の調書を見ると181万1,000円で、今年が201万5,000円と、20万円ぐらいのアップなんですけど、タクシー業界にしても、結構初乗りとかアップしている中で、この料金で委託してやっていけるようなものなのか。

あと、これの使用者、一日に大体どれくらい、この乗合タクシーを使われているか、教えてください。

○小西利一委員長 交通政策課長。

○藤原 優交通政策課長 川緒委員の御質問にお答えいたします。

今回、20万円ほどアップしている理由でございますけれども、中国運輸局のほうで令和7年11月27日にタクシーの公示運賃の改定をいたしました。そのアップ率というのが12.68%なんですけども、現行の金額から12.68%をかけたものが増額した金額となっております。

それと、倉敷中央病院便ですけども、平均で言えば6人から8人程度、一日に使われているという状態でございます。

以上でございます。

○小西利一委員長 川緒委員。

○川緒仁宣委員 ありがとうございます。これは山手村のときからこうやって使われているんですが、これは倉敷中央病院だけだと思うんですが、例えばこれが川崎医科大学附属病院のほうとかには行くような状況にはならないとは思いますが、できたらちょっとお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○小西利一委員長 交通政策課長。

○藤原 優交通政策課長 川緒委員の再度の御質問にお答えいたします。

ニーズはあるとは思いますが、仮に川崎医科大学附属病院のほうへとなると、路線をさらに増やすということになると、倉敷市とも話をしないとはいけませんし、中国運輸局のほうにも許可を取らないと、行きたいから行けるというものではございませんので、関係各所とも協議を経て、かつニーズがどのくらいあるのかということ踏まえて考えていけたらと思います。

以上でございます。

○小西利一委員長 他に質疑はありませんか。

高谷委員。

○高谷幸男委員 調書で言いますと45ページ、第2款総務費、第1項総務管理費、第14目自治振興費、地域振興経費でございます。

ここに地域づくり自由枠交付金1億1,157万4,000円がございます。昨年よりは若干増えてはおるわけですが、17協議会で、それぞれ1,000万円何がしをもらって、地域づくりのために使用しておるわけですが、いろんな工夫をしながら各地域でやっておられますけれども、もちろん高齢化になって草刈りができないからということで、農林課のほうでは草刈りの自動の機械を導入したり、いろんなことをしながら手当ををしとるわけですが、この1億1,100万円です。令和7年度が1億737万9,000円、3.9%のアップということになっておりますけれども、通常の補助金はどんなですか。伸びておりますか、それとも同額ぐらいでしょうか、どうでしょうか。

○小西利一委員長 人権・まちづくり課長。

○倉本伸一人権・まちづくり課長 高谷委員の御質問にお答えさせていただきます。

地域づくり自由枠交付金につきまして、今年度当初予算額は、昨年度当初予算額との比較で言いますと、約419万円ほどの増額となっております。この主な理由といたしましては、防犯カメラの設置に係る支援金が主なものでございまして、そのほかの各加算につきましては、ほぼ変わらないというのが現状でございます。

以上でございます。

○小西利一委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 昨年の場合も、地域から防犯灯の設置をしてほしいということで、特別な枠があったのではないかと思います。そうすると、令和8年度もそういうふうなことで特別枠になるということになって、具体的にこの地域づくり自由枠交付金が横滑りというか、同じ金額をというのは、いまいちどうかなと思いますけれども、そういうふうな機械を買ったりすれば減額になる、そう

するとその差額を引けば増えておるということになるわけですが、ある県ある市のサンプルを基にこの地域づくり自由枠交付金、昔で言う自由枠交付金ができただけですが、まだこれは増やしていくような考え方ですか。それとも、この程度のものでずっとこれからもやっていこうという考え方ですか、どうでしょうか。

○小西利一委員長 人権・まちづくり課長。

○倉本伸一人権・まちづくり課長 高谷委員の再度の御質問でございます。

この地域づくり自由枠交付金につきましては、前回、令和6年度に見直しをさせていただきました。その際に、担い手確保と基盤整備でありますとか、みらいマップの策定加算といったことで、合計約2,000万円の増額をしたところでございます。

これまでも議会の事務事業評価の御提言でありますとか、そういったことも踏まえまして、おおむね3年ごとに見直しをしておるところでございますので、財政状況厳しい折ではございますが、この令和8年度中におきまして、各関係部署と協議をいたしまして、見直しのほうを検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○小西利一委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 令和8年度で見直しをする。令和9年度は若干また増えるかも分からない。地域の人はかなり期待はしておるようでございますので、そのあたりをこの令和8年度で御協議いただければ結構かと思います。よろしくお願いします。

○小西利一委員長 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 ないようでありますので、この際しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時9分

再開 午後2時20分

○小西利一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第2款総務費、第2項徴税費から第3款民生費までのうち、本分科会の担当する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

税務課長。

○高谷正樹税務課長 それでは引き続きまして、予算書94ページ、95ページになります。

第2款総務費、第2項徴税費、第1目税務総務費でございます。予算額1億6,683万2,000円を計上いたしております。これは、固定資産評価審査委員会委員に関する経費と税務関係職員23人分の人件費、そのほか各種負担金が主なものでございます。

1枚お開きいただきまして、96ページ、97ページでございます。

第2目賦課徴収費、これは市税の賦課に関する経費とふるさと納税に関する経費を含みまして、

市税の収納事務に要する経費でございます。予算額 1 億 8,529 万 9,000 円を計上しております。

それでは、各区分によりまして主なものを御説明いたします。

第 7 節報償費 6,699 万 8,000 円につきましては、ふるさと納税の返礼品に係る費用を計上しております。第 10 節需用費 1,515 万 8,000 円につきましては、一般事務用品や法規追録代などの消耗品費 436 万 8,000 円や納税通知書などの印刷に係る経費 1,066 万 3,000 円が主なものでございます。第 11 節役務費 1,170 万 4,000 円のうち、手数料 1,136 万 5,000 円につきましては、市税の収納に係る経費や預金等の調査経費などを計上しております。第 12 節委託料 5,667 万 6,000 円の主なものでございますが、説明欄 4 行目の電算システム改修委託料の 2,567 万 2,000 円は、主に税制改正による個人住民税電子申告化や固定資産税及び軽自動車税の納税通知の電子化に対応するための改修経費等でございます。説明欄 3 行目の土地鑑定委託料の 2,345 万 4,000 円（後刻、「そのような数字はございません」と訂正あり）につきましては、固定資産税の令和 9 年度評価替えに向けた標準宅地の鑑定評価に係るものでございます。また、下から 2 行目の土地評価支援委託料 779 万 9,000 円につきましては、固定資産税の令和 9 年度評価替えに向けた路線価の路線の新設や見直し、それから土地評価基礎データの整備等に係るものでございます。一番下の行の確定申告等事務補助職員派遣委託料の 1,067 万 4,000 円は、確定申告書等の電算入力作業と申告会場での受付等の事務委託に係る経費でございます。次に、第 13 節使用料及び賃借料 1,211 万 5,000 円でございますが、そのうち説明欄の 2 行目、電算機器等借上料 1,009 万 8,000 円につきましては、固定資産税の土地評価システムや個人市民税の賦課に必要な申告者給与支払報告書のイメージスキャナー等の機器借上料でございます。次の施設等使用料 152 万 2,000 円につきましては、確定申告の会場として使用を予定しております国民宿舎サンロード吉備路の会場使用料でございます。第 18 節負担金、補助及び交付金 2,245 万 7,000 円でございますが、主なものといたしまして市税の滞納整理をします岡山市町村税整理組合への負担金 973 万 3,000 円と e L T A X の運営主体であります地方税共同機構への負担金 972 万 4,000 円でございます。

第 2 項徴税费につきましては以上でございます。

○小西利一委員長 ワンストップ課長。

○小野美千代ワンストップ課長 続きまして、同款、第 3 項戸籍住民基本台帳費について御説明いたします。

この経費は、戸籍及び住民基本台帳事務を行うためのものでございます。

第 1 節報酬から、次のページ、98、99 ページに記載されております第 8 節旅費までは、戸籍事務に係る会計年度任用職員及びマイナンバーカード事務に係る会計年度任用職員の人件費でございます。第 10 節需用費は、一般事務用品や法規追録代などの消耗品費、証明用偽造防止用紙の印刷製本費が主なものでございます。第 11 節役務費は、阿曾郵便局証明手数料及びコンビニ交付委託手数料が主なものでございます。第 12 節委託料は、戸籍情報システム利用保守委託料及びコンビニ交付電算機器等保守委託料などでございます。第 13 節使用料及び賃借料につきましては、戸籍システム及

び住基システムの機器借上料が主なものでございます。第17節備品購入費は、マイナンバーカードへの印字システム機器の更新に伴う購入経費でございます。第18節負担金、補助及び交付金は、コンビニ交付実施に伴う証明書交付センター運営負担金が主なものでございます。

第3項戸籍住民基本台帳費につきましては以上でございます。

○小西利一委員長 選挙管理委員会事務局長。

○河原 隆選挙管理委員会事務局長 引き続き、98、99ページをお願いいたします。

第2款総務費、第4項選挙費、第1目選挙管理委員会費であります。これは選挙管理委員会の運営に要するもので、選挙管理委員4人の報酬及び職員2人の給与または政治活動用の立札及び看板の証票印刷などが主なものでございます。

100ページ、101ページをお願いいたします。

第2目選挙啓発費につきましては、明るい選挙推進のための活動として、小・中学生を対象としたポスターコンクール及び中学生、高校生を対象に行う主権者教育の経費が主なものでございます。

第10目県議会議員選挙費であります。これは令和9年4月29日に任期満了となる岡山県議会議員の選挙に要する経費でございます。この選挙につきましては、告示日が令和9年4月上旬と想定されておりまして、準備や執行が年度をまたいで行われることになります。したがって、令和8年度の予算は、選挙の準備に必要な経費を計上しております。

まず、第1節報酬から第8節旅費までは、選挙事務に従事する職員や会計年度任用職員の人件費が主なものでございます。第10節需用費と第11節役務費は、啓発や選挙事務などに要する経費でございます。また、主なものとして啓発物の作成、投票所入場券のはがきの印刷などをはじめ、選挙資材の購入、投票所入場券の発送の郵送料の経費が主なものでございます。第17節備品購入費は、投票記載台2台、投票用紙自動交付機5台の購入に要する経費でございます。

同款、第5項統計調査費、第1目統計調査総務費につきましては、職員2名分の人件費でございます。

第2目基幹統計費につきましては、主に経済センサスに係る経費でございます。第1節報酬から第8節旅費までは、調査員、指導員、会計年度任用職員の報酬などでございます。第10節需用費から第13節使用料及び賃借料までは、調査に係るもので、郵送料や電子複写機使用料などの経費が主なものでございます。

続きまして、同款、第6項監査委員費について御説明いたします。

102、103ページをお願いいたします。

監査委員費は、監査委員及び会計年度任用職員を除く監査事務局職員の人件費や事務経費でございます。昨年度予算と比べ大きく減額している理由は、一般行政事務補助ですが、会計年度任用職員の人件費が職員課による一括管理となったためであります。

第1目監査委員費のうち、第1節報酬から第4節共済費までは、監査委員2名及び監査事務局職

員2名に係る人件費でございます。第8節旅費から第18節負担金、補助及び交付金までは、監査業務に要する経費で、それぞれ説明欄に記載のとおりでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長 人権・まちづくり課長。

○倉本伸一人権・まちづくり課長 続きまして、民生費を御説明申し上げますので、106、107ページを御覧ください。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第18節負担金、補助及び交付金のうち、説明欄の上から四つ目、岡山県後期高齢者医療広域連合負担金とその一つ下の療養給付費負担金が本分科会の所管に属するもので、いずれも後期高齢者医療制度の運営に係る総社市分の負担金でございます。第27節繰出金のうち、国民健康保険、後期高齢者医療の二つの特別会計への繰出金が本分科会の所管に属するもので、説明欄に記載のとおり、それぞれの用途により一般会計から繰り出すものでございます。

続きまして、第2目人権啓発費1,517万5,000円は、人権啓発などに係る経費と常盤集会所の管理運営経費でございます。第1節報酬から第8節旅費までの主なものは、常盤集会所の管理運営経費、学校での人権スポーツ教室開催に係る経費でございます。

次に、108、109ページを御覧ください。

第10節需用費から第15節原材料費までの主なものは、常盤集会所の維持管理経費、人権作文標語集の作成に係る経費、それと第6次男女共同参画基本計画策定に係る経費でございます。第18節負担金、補助及び交付金の主なものは、人権擁護委員協議会への補助や犯罪被害者の方への支援に係るものでございます。

続きまして、第3目隣保館費1,471万8,000円は上林会館の管理運営経費で、人件費及び施設の維持管理に係る経費などでございます。第1節報酬から第10節需用費までの主なものは、職員の人件費、上林会館の管理運営経費でございます。

110、111ページを御覧ください。

第11節役務費から第18節負担金、補助及び交付金までの主なものは、上林会館の管理運営費でございます。

続きまして、第4目国民年金費521万8,000円は、国民年金に係る法定受託事務に係る経費で、第1節報酬から第12節委託料までの主なものは、会計年度任用職員1名分に係る経費でございます。

以上でございます。

○小西利一委員長 税務課長。

○高谷正樹税務課長 発言の訂正を申し上げます。失礼いたしました。

予算書で申しますと、96ページ、97ページでございます。

第2項徴税费、第2目賦課徴収費の第12節委託料の説明の際に、土地鑑定委託料2,345万4,000円と私は申し上げましたが、そのような数字はございません。ただの誤りでございます。失礼いたし

ました。

以上です。

○小西利一委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

岡崎委員。

○岡崎亨一委員 すみません。調書72ページ、第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、第1目戸籍住民基本台帳費の住基ネットワークシステム事業で、いわゆるマイナンバーでちょっと気になる点がありまして、今回の同僚議員の一般質問で、普及が78.9%という答弁があったかと思うんですが、前年度は、これ交付率が81%というふうに書いておるんですが、マイナンバーが嫌われて返還者がとか、その辺があったからなんでしょうか。ちょっとすみません、お教えてください。

○小西利一委員長 ワンストップ課長。

○小野美千代ワンストップ課長 岡崎委員のマイナンバーカードの普及率及び交付率の数字について御説明申し上げます。

昨年度の委員会のほうで説明させていただきました81%というものは、総務省が公表しておりました、それは交付率でありまして、その交付率というのが総社市の窓口で実際に交付した枚数の割合になっております。ですが、総務省のほうが昨年度のほうから、今度は保有率という、実際総社市であれば、総社市民が保有している率というものの数字を出すようになってきましたので、このたびの議会のほうへは、保有率の数字を示させていただきました。ですので、この数字だけ見比べると減っているように思えるかもしれませんが、実際にはもう約80%弱の人が、これは実際に持っているという実情に近い数字であると思って、その数字を示させていただきました。

以上でございます。

○小西利一委員長 岡崎委員。

○岡崎亨一委員 交付率と保有率ということで、そうすると1年間で、今ちょっと推測したのは、住民の異動とかの差異と認識したらよろしいですね。

○小西利一委員長 ワンストップ課長。

○小野美千代ワンストップ課長 再度、岡崎委員の質問にお答えいたします。

そもそも総務省のほうで算出している、その率の計算方法が変わったというところでありまして、今の保有率、このたびの議会の一般質問の最後に提示をさせていただきました保有率のほうで実際お持ちになっている近い数字ということになると思います。

○小西利一委員長 ワンストップ課長。

○小野美千代ワンストップ課長 追加で説明のほうをさせていただきます。

昨年提示しました交付率といいますのが、窓口で交付した枚数ではあるんですけども、総社市から転出していった方であるとか、死亡された方であるとかといったふうに総社市を離れた方の数も含めた累計の数字で交付率が計算されておりましたので、昨年度まではその数字が中心になって

公表されておりましたので、それで提示をさせていただいておりました。

以上でございます。

○小西利一委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 ないようでありますので、この際しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時38分

再開 午後2時40分

○小西利一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、第8款土木費から第13款予備費のうち、本分科会の担当する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

危機管理課長。

○仁科茂樹危機管理課長 予算書の162、163ページをお開きください。

土木費のうち、危機管理課の所管する部分について御説明いたします。

第8款土木費、第3項河川費、第1目河川事業費のうち、第11節役務費の火災保険料8万3,000円と、165ページの上段になりますが、第12節委託料の樋門操作等委託料299万6,000円は、高梁川排水樋門排水機場の操作員の保険料と業務委託料でございます。

○小西利一委員長 消防総務課長。

○片岡久典消防総務課長 続きまして、消防費について御説明をいたします。

170ページ、171ページをお開き願います。

第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費、本年度予算額10億9,999万円、前年度比6,588万円の増額でございます。第2節給料から第4節共済費につきましては、消防職員の人件費でございます。第7節報償費76万6,000円につきましては、消防写生大会、幼少年防火クラブ員への火災予防運動等協賛謝礼等に要する経費が主なものでございます。第8節旅費298万7,000円につきましては、各種会議、訓練及び消防学校等の職員研修に係る経費が主なものでございます。第10節需用費4,601万5,000円につきましては、消防ホース、防火服等の消耗品、消防車両の燃料費、本署及び出張所の光熱水費、庁舎、車両及び各種機器の修繕に要する経費が主なものでございます。第11節役務費1,131万7,000円につきましては、通信運搬費として電話使用料及び消防緊急通信指令施設の回線使用料、手数料として消防施設資機材の点検料及び職員の予防接種、健康診断に要する経費が主なものでございます。第12節委託料2,414万9,000円につきましては、電話設備保守委託料として消防緊急通信指令施設の保守及び救急救命士病院実習における委託料が主なものでございます。第13節使用料及び賃借料295万円につきましては、172ページ、173ページをお開きください、隔日勤務者の寝具借上料が主なものでございます。第18節負担金、補助及び交付金1,104万4,000円につきましては、岡山県防災ヘリ市町村負担金及び研修会等負担金として消防学校入校等に要する経費が主なものでございます。

次に、第2目非常備消防費、本年度予算額8,512万円、前年度比14万2,000円の減額でございます。第1節報酬4,884万5,000円につきましては、消防団員950人分の年額報酬及び出動報酬でございます。第7節報償費335万5,000円につきましては、消防団運営報償金、消防操法大会出場分団報奨金、団員の表彰等に要する経費が主なものでございます。第10節需用費699万円につきましては、消防団員への貸与品等の消耗品、消防団車両の燃料及び修繕に要する経費が主なものでございます。第11節役務費374万8,000円につきましては、消防団車両の損害保険料、火災保険料として消防団員福祉共済掛金に要する経費が主なものでございます。第18節負担金、補助及び交付金2,126万円につきましては、消防団員の公務災害補償及び退職報償金に伴う岡山市町村総合事務組合への負担金が主なものでございます。

174ページ、175ページをお開きください。

次に、第3目消防施設費、本年度予算額8,500万円、前年度比8億8,616万円の減額でございます。第10節需用費500万円につきましては、消防庁舎防火水槽及び消防機庫の修繕に要する経費でございます。第12節委託料200万円につきましては、老朽化等により廃止予定の既設防火水槽の撤去に要する経費でございます。第14節工事請負費2,300万円につきましては、防火水槽新設1箇所及び漏水等の修繕工事3箇所に要する経費でございます。第17節備品購入費5,150万円につきましては、高規格救急自動車、小型動力ポンプ積載車及び小型動力ポンプ等の更新整備に伴う経費が主なものでございます。第18節負担金、補助及び交付金350万円につきましては、既設消火栓の修繕等に要する経費でございます。

以上、消防費のうち消防関係分についての説明を終わります。

○小西利一委員長 危機管理課長。

○仁科茂樹危機管理課長 次に、第4目災害対策費3,382万5,000円は、備蓄品の購入、防災情報システムの保守費用、河川等監視用ライブカメラ及び雨量計の設置費用など、防災対策に係るものであります。第1節報酬は、防災会議等委員の報酬、第7節報償費は、平成30年7月豪雨災害関連イベント講師謝礼、第8節旅費は、平成30年7月豪雨災害関連イベントに係る講師の旅費、防災協定締結に伴う旅費、第10節需用費の主なものですが、消耗品費は備蓄用非常食等購入費、修繕料は避難所看板標識の張り替えに係る経費でございます。第11節役務費の主なものは、河川等監視用ライブカメラ、雨量計の通信料や緊急FM放送こくっち回線利用料などに係る経費、第12節委託料の主なものは、防災情報システムの保守に係る経費や日羽に建設する防災拠点施設の概略設計に係る経費、河川等監視用ライブカメラや雨量計設置に係る経費、第13節使用料及び賃借料の主なものは、I P無線の借り上げ料、第17節備品購入費の庁用器具費は、福祉避難所用の折り畳みベッドの購入経費、第18節負担金、補助及び交付金の主なものは、岡山県防災行政無線の保守に係る負担金、防災士資格取得費の補助、FMくらしき総社中継局内のアンテナや放送機器の保守に係る負担金、地域防災組織育成に係る助成金でございます。

次に、212、213ページをお開きください。

第11款災害復旧費、第1項災害応急費、第1目災害応急費179万円は、災害対策本部などにおける応急対策業務として避難所の運営経費や避難者への食料購入費などでございます。

214、215ページを御覧ください。

第12款公債費につきましては、令和7年度までに借り入れた市債に対する償還金の元金及び利子などでございます。

216、217ページを御覧ください。

第13款予備費につきましては、災害等不測の事態に備えるもの及び予算調製でございます。

以上でございます。

○小西利一委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高谷委員。

○高谷幸男委員 調書はないんですが、予算書のページで言うと170、172ページの辺りの消防全体の話をしていただきたいて、こう思っております。

こういう事例があったことをちょっとお話しさせていただいて、お願いできれば思うんですが。

○小西利一委員長 高谷委員、これは予算に関係あること。

○高谷幸男委員（続） あります。

○小西利一委員長 はい。

○高谷幸男委員（続） まず1点は、先日、高梁川の河川敷で火災がありました。それについて、当日の7時20分頃にNHKで全国版で放送がされました。もちろん山火事あるいは林野火災等々があるわけですが、私の近所でもそういうふうな火災通報があったわけです。それは何かというと、アパートの火災であったんですが、誤報であったんです。これは簡単に言うと、いわゆるバルサンをたいたわけです。隣の人が煙があまり出るもんですから、火災だということで通報したわけです。

何が言いたいかというと、広報紙、議会だより、あるいは防火だよりですか、ああいうふうなものをを使って、山火事あるいは原野火災等々の広報をもっとしていただきたい。私、そういうふうなことを思っておるんです。

消防車が3台来て、救急車が1台来て、職員も大変だったと思うんですが、こういうふうなことはもうないわけなんで、できるだけPRを、火災予防週間だけでなくして、年間通してお願いできればと思うんだけど、どうでしょうか。

○小西利一委員長 予防課長。

○廣恵敏孝予防課長 高谷委員の御質問にお答えいたします。

周知のほうですけれども、今も総社市公式LINE、それから広報紙のほうでも行っているところですが、またそういった御意見をいただきましたので、周知をしていくよう努めていきたいと思っております。

○小西利一委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 よろしくをお願いします。

それから、よろしいか、もう一点だけ。

○小西利一委員長 はい。

○高谷幸男委員（続） これは危機管理課へお願いしたほうがいいのか、消防へお願いしたほうがいいのか、ちょっと私も考えたわけですが、2月13日に岡山県が南海トラフ巨大地震の被害想定を発表されました。津波の関係で、総社市というのはまずないとは思っておるんですけども、従来よりは死者数が約3倍、それから全壊、半壊、小災の建物の棟数も増えた。全国の計算よりはどんどんどんどん大きくなっておるわけです。避難者の数も18万人だったのが34万人とかというふうな数字が発表されました。結局、南海トラフ巨大地震に対応した総社市の特別な対策、対応というのは、危機管理課か消防か分かりませんが、何か今されておるのでしょうか、どうでしょうか。

○小西利一委員長 危機管理課長。

○仁科茂樹危機管理課長 高谷委員の御質問にお答えします。

2月13日に南海トラフ巨大地震の想定被害が発表されております。この被害の発表なんですけど、見直しを図った内容としましては、国としてその想定外の被害を、想定外を想定内とみなすということを目標に、死者数など、被害を多く見積もった数字で発表したと聞いております。

総社市での南海トラフ巨大地震に対する対応なんですけど、南海トラフ巨大地震のプラットフォームというものをAMD Aと立ち上げておりまして、もっと被害の大きな四国の高知県など、そちらにも物資を運んだりという計画もしておるところでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長 ちょっと待って。南海トラフ巨大地震に対して何か予算とか、そういう計画はありますか。

危機管理課長。

○仁科茂樹危機管理課長 総社市として地震に備えたものはございます。南海トラフ巨大地震に対しての特化した備蓄ではありませんが、地震に備えた備蓄と資機材としまして、特に発電機、あとこのたび購入しましたトイレカーなどを特に地震に強い備蓄品として購入しております。

以上でございます。

○小西利一委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 昨年、一昨年と、市内15地区ですか、防災訓練をずっとやってきたわけです。かなり市民の防災意識というのは高くなってきたんじゃないかと思えますけども、やはり常日頃からたんすが倒れるとか、本棚が倒れるとか、冷蔵庫が倒れるとかというようなもの、そして非常持ち出し袋というような全体的な毎日の意識がこうでないと駄目であろうと思うんです。そのときだけやった、その場だけでやったというもんでは駄目だと思いますし、自治体が防災計画の改定も、特に南海トラフ巨大地震に合わせて沿岸部がやっておられると思えますけども、我々のところはそこ

までいなくても、やはりそういう意識が高まっていかなければ死者、負傷者が増えるわけなので、そのあたりをどんどんPRしていただければありがたいかな、こう思っております。

参加される方も大体同じような人が参加され、ああ、これやったよということはあるわけですが、やはり回を重ねていくこと、特に総社市の場合は、下原地区は昼もやり、夜もやり、土曜日もやり、日曜日もやりというような訓練があったからこそ死者もいなかったということがありますので、そのあたりも含めて今後十分訓練等々よろしくお願いしたいと思います。何かありましたらお願いします。

○小西利一委員長 危機管理課長。

○仁科茂樹危機管理課長 高谷委員の再度の御質問にお答えいたします。

今年度、防災訓練を市内15小学校区で全て行っております。そちらに、1,911人の方に御参加いただいております。その内容としましては、地震が起きたときにまず取るべき行動、まず頭を守るであるとか、姿勢を低くする、動かないということを市民の方にお伝えして、地震が発生した直後に、職員が直接そこへ行って助けてあげたい気持ちはあるんですが、それができないということで、皆さんに取っていただく最初の行動をお伝えして、その次に取れる行動、消火であるとか、あと煙の中を逃げていただくとか、そういった訓練を実際に手を動かしながらやっていただくような訓練を行ってまいりました。その中には、防災士の会の方の御協力をいただくなどして行っております。

この防災訓練なんですが、今年度、3年目になります。次の年度もまたこれを計画しております。同じ方ばかりが参加されることがないように、その地区に合った訓練をいろいろ形を変えながら、小学校区の代表者の方とお話をしながら、内容をブラッシュアップしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○小西利一委員長 他に質疑はありませんか。よろしいですか。

岡崎委員。

○岡崎亨一委員 失礼します。調書の281ページ、第9款消防費、第1項消防費、第4目災害対策費、防災経費の中の、すみません、提案をさせていただきましたペット版防災手帳印刷代を掲載していただいております。

これ今、ホームページ上では見れないんですが、以前のホームページ、更新される前は見ました、見ました、はい。周知方法とか、印刷を何枚されるかとか、その辺についてちょっとお教えください。

○小西利一委員長 危機管理課長。

○仁科茂樹危機管理課長 岡崎委員の御質問にお答えいたします。

岡崎委員から、ペットの防災手帳につきまして御提案をいただきまして、ホームページに現在、上げております。それで、ホームページの移行に伴い、ちょっと現在、見れなくなっているようで

すので、そこにつきましてははすぐ対応して、今のホームページでも見れるようにしておきます。

実際、ここにペットの防災手帳をお持ちしましたが、カラーで犬の表紙で見やすくなっております。こちら、自分のペットの写真をまず貼っていただいて、その次のページに、ワクチンを打ったかとか、もし災害が起きたときに、そのペットを連れて逃げる方法などがすぐお伝えできるような様式になっております。来年度予算に計上させていただいておりますのが、印刷して、1,000部印刷することを予定しております。この1,000部につきましては、総社市内の動物病院であるとか、あと支所などで、ペットを飼っている人の目について、そのまま持って帰っていただきやすいような方法を考えております。

以上でございます。

○小西利一委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 ないようでありますので、この際しばらく休憩いたします。

休憩 午後3時2分

再開 午後3時3分

○小西利一委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、歳入、債務負担行為、地方債、一時借入金及び歳出予算の流用のうち、本分科会の担当する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

税務課長。

○高谷正樹税務課長 それでは引き続きまして、歳入のうち本分科会の所管いたします主なものにつきまして御説明いたします。

予算書の12ページ、13ページをお開きください。

まず、市税でございます。令和8年度は、市税全体で88億6,009万4,000円を計上いたしております。前年度との対比をいたしますと、2億6,480万5,000円、3.1%の増となっております。

それでは、各税目別に御説明をさせていただきます。

第1款市税、第1項市民税、第1目個人、予算額31億8,710万円、前年度との比較で1億5,090万円の増となっております。

第2目法人、予算額4億1,860万円、前年度との比較で800万円の増でございます。

個人市民税につきましては、今年度の課税実績や民間企業の賞与、給与の状況、また倉敷税務署管内の源泉所得税等の推移などを現況を参考にして算定しております。前年度対で5.1%の増を見込んでおります。また、法人市民税につきましては1.9%の増を見込んでおりますが、円安や諸物価高騰などの影響につきましては、今後の状況に注意が必要であると考えております。

次に、同款、第2項固定資産税、第1目固定資産税、予算額40億7,151万円で、前年度との比較で7,920万円、約2%の増を計上しております。

第2目国有資産等所在市町村交付金、予算額2,124万円でございます。

次に、同款、第3項軽自動車税、第1目環境性能割、予算額400万5,000円、前年度との比較で1,030万円、61.1%の減を計上しております。これは令和8年度の税制改正において、令和8年3月をもって環境性能割が廃止されることとなっており、令和8年2月と、同じく3月分のみの納付額が令和8年度歳入となるため、2箇月分を過去の実績額から見込んだ額といたしております。

次に、第2目種別割、これが以前から軽自動車税とされるものでございます。予算額2億8,050万4,000円で、前年度との比較で1,900万円、7.3%の増でございます。

次に、同款、第4項市たばこ税、第1目市たばこ税、予算額4億円で、前年度対比では1,000万円、2.6%の増でございます。こちらも過去3年の収入実績を踏まえて計上しているものでございます。

次に、同款、第6項入湯税、第1目入湯税、予算額1,312万5,000円で、前年度対比では75万円、6.1%の増を計上いたしております。利用者数はコロナ禍前の状況まで回復いたしておるところではありますが、今年度から来年度にかけましては、令和7年12月から令和8年5月までの間、国民宿舎サンロード吉備路の改修が予定されておりまして、その間の入湯客が減少することを見込んで算出しております。

次に、同款、第7項都市計画税、第1目都市計画税、予算額4億6,401万円、前年度対比で1.5%の増でございます。

市税については、以上でございます。

○小西利一委員長 財政課長。

○岡 真里財政課長 14ページ、15ページを御覧ください。

第2款地方譲与税、第1項地方揮発油譲与税及び第2項自動車重量譲与税は、国税である地方揮発油税、自動車重量税を財源として道路の延長及び面積により案分譲与されるものですが、地方揮発油譲与税につきましては、昨年末で撤廃されました暫定税率部分を減額して計上しております。

第4項森林環境譲与税は、森林整備及びその促進に関する費用の財源として譲与されるものでございます。

16ページ、17ページを御覧ください。

第3款利子割交付金、次のページ、第4款配当割交付金、その次のページ、第5款株式等譲渡所得割交付金、以上の三つにつきましては、県に納入された預金利子や株式の配当、譲渡に係る税を各市町村の個人県民税の額で案分し交付されるもので、それぞれ県が示す基準率や前年度実績見込額により計上しております。

22ページ、23ページを御覧ください。

第6款法人事業税交付金は、県に納められる法人事業税の一部を従業者数で案分し市町村に交付されるもので、県が示す基準率や前年度実績見込額により計上しております。

24ページ、25ページを御覧ください。

第7款地方消費税交付金は、地方消費税のうち2分の1が人口及び従業者数により案分され市町村に交付されるものでございます。

26ページ、27ページを御覧ください。

第8款ゴルフ場利用税交付金は、県に納付されたゴルフ場利用税の10分の7相当額が交付されるものでございます。

28ページ、29ページを御覧ください。

第9款環境性能割交付金は、自動車購入時に課されていた環境性能割が令和8年度から廃止されますので、ゼロとしております。

30、31ページを御覧ください。

第10款地方特例交付金は、住宅ローン減税、地方揮発油税及び自動車環境性能割の減収分を国が補填して交付されるものでございます。

32、33ページを御覧ください。

第11款地方交付税は、各地方公共団体間での財源の不均衡を調整し、一定の行政サービスが提供できるよう財源が保障されるもので、国税5税の一定割合をもって算定交付されます。普通交付税につきましては、令和7年度の実績及び国の令和8年度地方財政計画の規模等から72億円、特別交付税9億円を計上しております。

34、35ページを御覧ください。

第12款交通安全対策特別交付金は、交通反則金の一定割合を交通安全施設の設置管理経費に充てるための財源として案分し交付されるものでございます。

2ページ飛んで、38、39ページを御覧ください。

第14款使用料及び手数料、第1項使用料では、第2目総務使用料の全て、第3目民生使用料、第1節社会福祉使用料のうち電柱敷使用料の一部、第4目衛生使用料のうち斎場使用料、第9目消防使用料が本分科会の所管に属するもので、主なものは総社駅北駐車場などの市営駐車場や新生活交通雪舟くん、斎場などに係る使用料でございます。

40ページ、41ページを御覧ください。

同款、第2項手数料では、第2目総務手数料のうち、第8節諸手数料の建築証明手数料以外が本分科会の所管に属するもので、主なものは戸籍謄本、住民票、印鑑証明などの交付に係る手数料でございます。

42、43ページを御覧ください。

第9目消防手数料につきましても本分科会の所管に属するもので、危険物施設申請等手数料などでございます。

44、45ページを御覧ください。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第3目民生費国庫負担金のうち本分科会の所管に属するのは、第1節社会福祉費負担金の一番上、国民健康保険基盤安定負担金、下から2番目の未就学

児均等割保険税負担金及び一番下の産前産後保険税負担金で、国民健康保険特別会計への繰出金に係る国からの負担金でございます。

同款、第2項国庫補助金のうち本分科会の所管に属するものは、第2目総務費国庫補助金の全てで、マイナンバーカードの交付事務費における国からの補助金などでございます。

46、47ページを御覧ください。

同款、第3項委託金のうち本分科会の所管に属するものは、第2目総務費委託金、第3目民生費委託金、第1節社会福祉費委託金及び第8目土木費委託金で、説明欄に記載の事業に係る国からの委託金でございます。

48、49ページを御覧ください。

第16款県支出金、第1項県負担金のうち本分科会の所管に属するものは、第3目民生費県負担金、第1節社会福祉費負担金のうち、1行目の国民健康保険基盤安定負担金、3行目の後期高齢者医療基盤安定負担金、5行目の未就学児均等割保険税負担金及び一番下の産前産後保険税負担金並びに第12目移譲事務県負担金で、それぞれの事業に対する県からの負担金でございます。

同款、第2項県補助金では、第2目総務費県補助金の全て、第3目民生費県補助金、第1節社会福祉費補助金のうち、1行目の隣保館運営費補助金、5行目の住宅新築資金等貸付助成事業補助金、10行目の人権啓発活動地方委託事業補助金、2ページ飛びまして52ページの第9目消防費県補助金が本分科会の所管に属するもので、それぞれの事業に係る県からの補助金でございます。

52、53ページでございます。

同款、第3項委託金、第2目総務費委託金につきましては、全て本分科会の所管に属するもので、県税徴収委託金や統計調査委託金など、県からの委託事業に係る委託金でございます。

54、55ページを御覧ください。

第17款財産収入、第1項財産運用収入は第1目財産貸付収入の全て、第2目利子及び配当金は説明欄1行目、財政調整基金利子から一番下の生活改善資金貸付基金利子までの全てと、56、57ページを御覧いただきまして、説明欄下から2行目の株式会社オービス株式配当金を除く全てが本分科会の所管に属するもので、市有土地等の貸付収入及び各基金の利子収入などでございます。

同款、第2項財産売払収入は、全て本分科会の所管に属するもので、そのうち第1目不動産売払収入、第2節建物売払収入は旧中央保育所建物の売却収入でございます。

58、59ページを御覧ください。

第18款寄附金、第1項寄附金では、第2目総務費寄附金が本分科会の所管に属するもので、企業版ふるさと納税寄附金1,000万円を計上しております。

60ページ、61ページを御覧ください。

第19款繰入金、第2項基金繰入金のうち本分科会の所管に属するものは、第1目財政調整基金繰入金、第2目減債基金繰入金、第3目職員退職手当基金繰入金、第10目地域振興基金繰入金、第11目庁舎等整備事業基金繰入金、第33目復興基金繰入金、第36目社会貢献表彰総社花萬基金繰入金

で、財源調製及びそれぞれの事務事業の財源とするため繰入れを行うものでございます。

62、63ページを御覧ください。

第20款繰越金の前年度繰越金につきましては、2億円を計上しております。

64、65ページを御覧ください。

第21款諸収入のうち本分科会の所管に属するものは、第1項延滞金、加算金及び過料、第1目延滞金、第2項市預金利子、第1目市預金利子の説明欄、歳計現金等一時預金利子765万7,000円のうち765万6,000円、第3項貸付金元利収入では第4目住宅新築資金等貸付金元利収入、第4項収益事業収入、第5項雑入、第2目弁償金、第3目違約金及び延納利息、第4目雑入は、66、67ページを御覧ください、第4節雑入のうち主なものは、説明欄一つ目の電算処理業務負担金で、各特別会計や企業会計からの負担分、三つ目、市町村振興協会ソフト事業支援交付金で文化センター運営に対する交付金、二つ飛ばして水道会計特別負担金で人件費等に係る水道企業会計からの負担金、コミュニティ助成金は一般財団法人自治総合センターの助成金を地域づくり協議会等の備品整備に活用するもの、派遣職員負担金は岡山県消防防災航空隊へ派遣する人件費相当分、中段にあります岡山県後期高齢者医療広域連合派遣職員負担金、真ん中より少し下の後納郵便負担金で水道事業会計からの郵送料、一番下のその他雑入881万8,000円のうち467万9,000円でございます。

70、71ページを御覧ください。

第22款市債、第1項市債のうち本分科会の所管に属するものは、第2目総務債で、新庁舎倉庫棟整備のうち、防災倉庫等に緊急防災・減災事業債を活用しようとするもの並びに清音出張所のLED化経費の財源とするもの、第9目消防債は、消防自動車の更新、防火水槽の整備及びJ－A－L－E－R－T受信機の更新に伴うものでございます。

続きまして、第2条債務負担行為について御説明いたしますので、6ページにお戻りください。

第2表債務負担行為のうち本分科会の所管に属するものは、1行目、車両借上料（市長車）から、9行目、県議会議員選挙経費まで及び6ページの一番下、多機能型指揮支援車両購入経費の各事業で、いずれも複数年にわたる事業であることから債務負担行為を設定するもので、それぞれの期間及び限度額は記載のとおりでございます。

続きまして、第3条地方債について御説明いたしますので、8ページを御覧ください。

第3表地方債のうち本分科会の所管に属するものは、一つ目の庁舎整備事業、中央より下の消防施設整備事業、防災施設整備事業、防災対策事業の4事業で、先ほど歳入で御説明いたしました地方債でございます。その借入限度額、起債の方法、利率、償還の方法について、それぞれ記載のとおり定めようとするものでございます。

続きまして、予算書の1ページにお戻りください。

第4条一時借入金につきましては、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入れの最高額を40億円と定めようとするものでございます。

次に、第5条歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によ

り、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合について記載のとおり定めようとするものでございます。

以上でございます。

○小西利一委員長 お疲れさまでした。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

高谷委員。

○高谷幸男委員 御説明、大変でございました。

お願いでございます。

予算書の38、39ページ、第14款使用料及び手数料です。

3年、4年に一度ぐらいは見直しをしなければならないというのが、これは定説ではないかと私は思っておるんです。法的に改正があるものについては、それぞれ年度の中で改正があって、適正な価格になっておるわけですけども、各課の協力をいただきながらやらないやあいかなわけですけども、市役所全体として、この使用料及び手数料についての見直しをする考え方はございませんか、どうでしょうか。

○小西利一委員長 財政課長。

○岡 真里財政課長 高谷委員からの御質問でございます。

使用料及び手数料につきましては、定期的に見直しをかけております。体育施設につきましては、令和6年度から幾らか上げさせていただいております。また、令和8年度につきましては、水道料金、下水道料金が上がることになっております。受益者負担の原則に基づいて、今後も適正に手数料、使用料の見直しを図っていきたいと思います。

以上でございます。

○小西利一委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 それぞれ年度によって、いろんな使用料及び手数料を条例を変えながら見直しをされておるとは思いますが、やはり全体的に見直しをしていかなければならない。各課に協力もいただきながらやっていかなきゃいけない。市民もそれだけの負担を強いられるというのは、これも常でございます。

私、以前、非常に全国的にこの使用料及び手数料の見直しが適正というか、正しいというか、あるいは進んでおるというか、そういうところが、千葉県の我孫子市というところがあるんです。人口は13万少々ですけども、ここは必ず4年に1度は全ての使用料及び手数料について見直しをするということになって、それをずっと今までやってこられたわけです。それによって市民も、ああ、しょうがないなということも思うし、財源の確保にもなるということで、今までずっとやってこられました。その資料も頂きながら、見せていただくと、かなりな事務量にももちろんなるわけですけども、やはり適正なものをという考え方が前に立っておるようでございます。

そのあたりを含めて、令和8年度やるのがいいのか分かりませんが、どうでしょうか。やはり見直しをしていく必要が私はあると思う。もちろん令和8年度は特に財源が厳しい中ですから、そういうものを考えながらどうでしょうか。

○小西利一委員長 財政課長。

○岡 真里財政課長 高谷委員の再度の御質問でございます。

施設等の維持管理費も年々上がっておりますので、市民の方に納得していただけるような使用料等を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○小西利一委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 行政はやはり建物なり施設は造る必要がある、このように思っております。そうすると、その後の使用料なり、電気代なり等々は、やはり利用される方の負担が適正ではないかな、こんなことも思いますので、よろしく御検討いただきたいと思います。

それともう一点、予算書で言う8ページ、地方債ですが、従来は借入利率は3%であったわけです。実際、令和7年度も幾らか借入れはされておると思うんですが、できるだけ安い利率で長期のものを借りていくというのは、これは当然でございますが、やはり5%ということになると、3%から5%、一遍に2%も上がるんかというようなことになるわけなんで、そのあたりのこの5%にされた考え方はどうでしょうか。

○小西利一委員長 財政課長。

○岡 真里財政課長 令和8年度から利率のほうを5%以内というふうにさせていただいております。近年、大体以前は0.9%とか、それぐらいでしたが、最近2%を超えるような借入利率のものが出てきております。他市の状況を見ますと、6%が津山市と岡山市、それ以外は令和8年度から皆さん5%に上げておられます。本市も5%以内ということでやらせていただければと思います。

以上でございます。

○小西利一委員長 高谷委員。

○高谷幸男委員 分かりました。高いから、高い利率で借りるということはもちろんありませんし、できるだけ安い利率で長期のものを借りていくというのは、これは当然でございます。十分その辺、御配慮いただきましてやっていただければ結構です。借入れする場合には、こういうふうな書類も添付していかなければならないこともまだあるんじゃないかという感じがいたしますので、そのあたりは十分配慮して事務を進めていただければと思います。ありがとうございました。

○小西利一委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 ないようですので、全体を通じて質疑漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、本件のうち本分科会に分担された部分についての取りまとめをいたしたいと思います。

念のため申し上げます。

分科会でありますので、本件に対する討論、採決はできませんが、取りまとめの方法としてお諮りいたします。

本件のうち、本分科会の担当する部分については可決すべきであると取りまとめることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小西利一委員長 御異議がないようですので、16日に開催が予定されております一般会計予算審査特別委員会に本分科会の状況を報告いたします。

以上で、本分科会を閉会いたします。

閉会 午後3時27分